

地方独立行政法人奈良県立病院機構個人情報の保護に関する管理規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良県個人情報保護条例(平成12年3月30日奈良県条例第32号。以下「条例」という。)第54条の規定に基づき、地方独立行政法人奈良県立病院機構(以下「法人」という。)の保有する個人情報の適正な取り扱いに関して必要な事項を定め、個人情報の保護を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、条例第2条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 病院 奈良県総合医療センター、奈良県西和医療センター及び奈良県総合リハビリテーションセンターをいう。
- 二 所属 法人本部事務局、病院、看護専門学校及び医療専門職教育研修センター(以下「教育研修センター」という。)をいう。
- 三 保有個人情報 法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、役職員が組織的に利用するものとして、法人が保有しているものをいう。ただし、地方独立行政法人奈良県立病院機構文書管理規程第2条第1号に規定する法人文書に記録されているものに限る。
- 四 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 五 行政機関等 行政機関(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号。)第二条第一項に規定する行政機関をいう。)、独立行政法人等(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)をいう。

(総括保護管理者)

第3条 法人に総括個人情報保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)を置き、総務担当理事をもって充てる。

2 総括保護管理者は、法人における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(保護管理者)

第4条 所属に個人情報保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置き、法人本部事務局にあっては事務局長を、病院にあっては事務部長を、看護専門学校にあっては事務長を、教育研修センターにあっては副所長(事務)をもって充てる。

2 保護管理者は、所属における保有個人情報の管理に関する事務をつかさどる。

(保護主任)

第5条 所属に個人情報保護主任（以下「保護主任」という。）を置き、法人本部事務局にあっては法人経営課課長補佐（総務を担当する者）を、病院及び教育研修センターにあっては総務課長を、看護専門学校にあっては事務長をもって充てる。

2 保護主任は、保護管理者の命を受けて、所属における保有個人情報の保護を推進する。

(役職員の責務)

第6条 役職員は、条例の趣旨に則り、関連する規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護主任の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(教育研修)

第7条 総括保護管理者及び保護管理者（以下「総括保護管理者等」という。）は、役職員に対し保有個人情報の適切な管理のために、保有個人情報の取り扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修等を行う。

(取得の制限)

第8条 役職員は、直接本人から書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用する者の制限等)

第9条 総括保護管理者等は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報を利用する権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限に制限するものとする。

2 役職員は、利用権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報

報を利用してはならない。

(複製等の制限)

第10条 役職員は、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付及び持ち出しその他の業務（以下、「複製等」という。）を行うときは、総括保護管理者等の指示に従い、必要最小限の範囲においてこれらを行うものとする。

2 役職員は、前項の規定に基づき、複製等を行った場合には、漏えい等が行なわれないよう取扱いに注意するものとする。

(漏えい防止)

第11条 役職員は、保有個人情報の漏えいを防止するため、保有個人情報が記録されている媒体の適切な管理に努めなければならない。

2 前項の管理を行うために、総括保護管理者等は必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第12条 役職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体が不要となった場合には、総括保護管理者等の指示に従い、復元が不可能な方法により当該情報の消去又は判読が不可能な方法により当該媒体の廃棄を行う。

(提供)

第13条 総括保護管理者等は、条例第6条1項各号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わさなければならない。

2 総括保護管理者等は、前項に規定する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、その措置状況を確認して、その結果を記録するとともに、必要があると認めるときは、改善要求等の措置を講じなければならない。

3 総括保護管理者等は、条例第6条1項各号の規定に基づき行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講じなければならない。

(安全確保上の問題への対応)

第14条 役職員は、保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを認識した場合に、直ちに当該保有個人情報を管理する総括保護管理者等

に報告しなければならない。この場合において、役職員は、時間を要する事実確認を行う前に総括保護管理者等に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた総括保護管理者等は、直ちに被害の発生又は拡大の防止並びに復旧等のための必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。
- 3 総括保護管理者は、前項の報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告するとともに、奈良県に対し、情報提供を行う。

(再発防止措置)

第15条 総括保護管理者等は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(点検)

第16条 総括保護管理者等は、保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法その他の保有個人情報の管理について、定期及び随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第17条 総括保護管理者等は、点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護窓口)

第18条 所属に個人情報の保護に関する窓口（以下「窓口」という。）を設置するものとする。

- 2 窓口は、地方独立行政法人奈良県立病院機構個人情報保護事務取扱要領第2に定めるところによる。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。